

職 員 就 業 規 則

平成23年4月1日改正施行
平成26年5月13日改正施行
平成30年6月19日改正施行
令和4年10月1日改正施行

平成25年4月1日改正施行
平成30年3月20日改正施行
平成31年4月1日改正施行
令和8年4月1日改正施行

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター

目 次

| | | |
|------|--------------|-------|
| 第1章 | 総則 | 1 |
| 第2章 | 雇用 | 2～8 |
| 第1節 | 採用 | |
| 第2節 | 評価 | |
| 第3節 | 異動 | |
| 第4節 | 休職 | |
| 第5節 | 退職 | |
| 第6節 | 再雇用 | |
| 第7節 | 解雇 | |
| 第3章 | 給与 | 8 |
| 第4章 | 服務 | 8～10 |
| 第5章 | 勤務時間、休日及び休暇等 | 10 |
| 第6章 | 研修 | 10～11 |
| 第7章 | 賞罰 | 11 |
| 第8章 | 安全及び衛生 | 11～12 |
| 第9章 | 旅行 | 12 |
| 第10章 | 宿舎 | 12 |
| 第11章 | 共済 | 12 |
| 第12章 | 災害補償 | 12 |
| 第13章 | 退職手当 | 12～13 |
| 第14章 | 職務発明 | 13 |
| 第15章 | 補則 | 13 |
| 附則 | | |

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 職員就業規則

平成 22 年 4 月 1 日

規則第 16 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条第 1 項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 法人に勤務する職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 常勤職員

ア 法人と期間の定めのない雇用契約を結び、常時勤務する職員

イ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項及び岐阜県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月岐阜県条例第 42 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、岐阜県から法人に派遣される職員（以下「県派遣職員」という。）

ウ 職員の出向に関する協定書の規定に基づいて地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院から法人に出向している職員（以下「出向職員」という。）

エ 第 20 条乃至第 22 条の 3 に基づき 1 年を超えない範囲内で雇用契約を結び、常時勤務する職員（以下「再雇用職員」という。）

(2) 非常勤職員…法人と期間を定めた雇用契約を結び又は期間の定めのない雇用契約での雇用に転換し、勤務する職員（前号に定める再雇用職員を除く。）

ア 非常勤専門業務職員

イ 非常勤業務補助職員

ウ 再雇用短時間勤務職員（第 20 条乃至第 22 条の 3 に基づき 1 年を超えない範囲内で雇用契約を結び、常時勤務することを要しない職員）

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、法人に勤務する常勤職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 法人に勤務する非常勤職員の就業に関する事項については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター非常勤職員就業規則（平成 22 年規程第 17 号。以下「非常勤職員就業規則」という。）に定める。

3 第 1 項の規定に関わらず、県派遣職員の就業に関する事項については、法人と岐阜県との間で締結される職員派遣に関する取決め書の規定を適用する。

4 第 1 項の規定に関わらず、出向職員の就業に関する事項については、法人と他の法人との間で締結される職員の出向に関する協定書に規定する事項を除き、この規則を適用する。

(法令との関係)

第4条 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第5条 法人及び職員は、誠意をもってこの規則及び関係諸規程等を遵守しなければならない。

第2章 雇 用

第1節 採 用

(採用)

第6条 職員の採用は、選考又は競争試験によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、採用に関し必要な事項は、理事長が定める。

(労働条件の明示)

第7条 理事長は、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した雇用条件通知書を交付するものとする。

- (1) 雇用期間に関する事項
- (2) 就業場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第8条 法人に職員として採用された者は、次の書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
 - (2) 学歴及び資格に関する証明書…資格を要する職の場合
 - (3) 住民票記載事項証明書
 - (4) 扶養親族等に関する書類
 - (5) 誓約書及び身元保証書
 - (6) その他法人が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、その都度速やかに理事長に届け出なければならない。
- 3 第1項の提出書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。

(採用後の赴任)

第9条 職員は、採用後、業務開始までの間に赴任しなければならない。ただし、住居の移転等やむを得ない事情により直ちに赴任できない場合は、理事長の承認を得て、理事長の指定する日までに赴任するものとする。

(職員の配置)

第10条 職員の配置は、法人の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して行う。

(試用期間)

第11条 新たに職員（再雇用職員を除く。）として採用された者については、採用の日から起算して6月間を試用期間とし試用期間を経過した後に本採用とする。ただし、理事長が必要と認める時は、この期間を短縮し又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めるときは、試用期間の開始後1年に達するまで、試用期間を延長することができる。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

4

第2節 評価

(人事評価)

第12条 理事長は、職員の勤務成績について、人事評価を実施する。

2 職員の人事評価に関して必要な事項は、理事長が定める。

(昇任)

第13条 職員の昇任は、選考により実施する。

2 職員の昇任に関して必要な事項は、理事長が定める。

(降任)

第14条 法人は、職員の降任を行うことができる。

2 職員の降任に関して必要な事項は、理事長が定める。

第3節 異動

(配置転換・出向等)

第15条 理事長は、業務上の必要により、職員に対し配置転換、兼務又は出向等（以下「異動」という。）を命ずることができる。

2 前項に規定する職員の異動のうち、法人以外の場所で勤務することとなるものについては、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター他法人への出向に関する細則（平成22年規程第22号）及び

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター県との人事交流に関する細則（平成 22 年規程第 23 号。以下「人事交流細則」という。）に定める。

第4節 休 職

（休職）

第 16 条 理事長は、職員（再雇用職員を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを休職にすることができる。

- （1）心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- （2）刑事事件に関し起訴された場合
- （3）水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- （4）水難、火災その他の災害以外の理由により、生死不明又は所在不明となった場合
- （5）労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合
- （6）その他特別の事由により休職とすることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

3 前 2 項に定めるもののほか、休職に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員休職規程（平成 22 年規程第 19 号）に定める。

第5節 退 職

（退職）

第 17 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、職員としての身分を失う。

- （1）退職を願い出て、法人が承認した場合（人事交流細則第 2 条第 2 項に基づく県退職派遣を含む。）
- （2）定年に達した場合
- （3）休職期間が満了した後も、その休職事由がなお消滅しない場合
- （4）死亡した場合
- （5）法人の専任の役員に就任した場合
- （6）契約期間が満了した場合

（自己都合による退職手続）

第 18 条 職員は、退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに文書をもって理事長に願い出て承認を得なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 退職しようとする職員は、退職する日までは従来の業務に従事するとともに、指定された期日までに後任者に対する業務の引き継ぎを完了し、その旨を上司等に報告しなければならない。

（定年）

第 19 条 職員（再雇用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）の定年は、次に掲げるとおりとする。この場合、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

（1）医師及び歯科医師の定年は、満 65 歳とする。

（2）医師及び歯科医師を除く職員の定年は、満 60 歳とする。

（定年による退職の特例）

第 19 条の 2 理事長は、定年に達した職員が前条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

（1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。

（2）当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

（3）当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1 年を超えない範囲内で次に定める期日まで期限を延長することができる。

（1）医師及び歯科医師 年齢 70 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日まで

（2）医師及び歯科医師を除く職員 年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日まで

3 理事長は、第 1 項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

第 6 節 再雇用

（再雇用）

第 20 条 理事長は、定年に達する職員（再雇用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び次条に定める定年退職者に準ずる者が再雇用を希望する場合は、第 17 条に規定する退職事由（ただし第 17 条第 2 項を除く。）又は第 23 条に規定する解雇事由に該当しない者については、再雇用するものとする。

2 前項の規定による再雇用契約時の労働条件については、第 7 条又は非常勤職員就業規則に基づき理事長が個別に明示し合意を得るものとする。なお、合意を得られない場合は再雇用せず退職するものとする。

(定年退職者に準ずる者)

第21条 第19条に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して、第19条により退職した者又は第19条の2により退職した者に準ずるものとして定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号に該当する者として再雇用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

(再雇用期間の更新)

第22条 第20条に規定する再雇用の期間の更新は、1年を超えない範囲内で期間を定めて行うことができるものとする。

- 2 理事長は、再雇用の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。ただし、同意を得られない場合は契約期間満了で契約終了とする。
- 3 再雇用期間の更新は、第22条の2各号に定める期日まで繰り返し行うことができる。

(再雇用期間の末日)

第22条の2 第20条に規定する再雇用及び前条第1項及び第2項で更新された再雇用の期間の末日は、次の各号に定める期日とする。

- (1) 医師及び歯科医師 年齢70年に達する日以後における最初の3月31日
- (2) 医師及び歯科医師を除く職員 年齢65年に達する日以後における最初の3月31日

(再雇用期間の末日の特例)

第22条の3 理事長は、再雇用の期間の末日に達した職員が前条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る再雇用の期間の末日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で次に定める期日まで期限を延長することができる。
 - (1) 医師及び歯科医師 年齢75年に達する日以後における最初の3月31日まで
 - (2) 医師及び歯科医師を除く職員 年齢70年に達する日以後における最初の3月31日まで
 - 3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ個別に労働条件を明示し合意を得るものとする。ただし、同意を得られない場合は契約期間満了で契約終了とする。

4 理事長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

第7節 解雇

(解雇)

第23条 理事長は、職員が次の第1号から第7号まで若しくは第10号のいずれかに該当するとき又は法人が第8号若しくは第9号のいずれかに該当するときは解雇することができる。

(1) 勤務成績が著しく良くない場合

(2) 業務に起因しない精神若しくは心身の障害、虚弱又は疾病のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合

(4) 成年被後見人又は被保佐人となった場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(6) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

(7) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不相当と認められる場合（再雇用職員を除く。）

(8) 法人の著しい経営悪化、大量の業務消滅等の事情により、配置転換先がない等の状態で雇用の継続が不可能なとき、その他経営上やむを得ない事由により解雇が必要と認めた場合

(9) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合

(10) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

2 理事長は、前項第5号の規定にかかわらず、職務執行中の過失による事故又は通勤途上の交通事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状により解雇しないものとする。ただし、解雇しないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日に解雇するものとする。

3 理事長は、職員の意に反して解雇処分をする場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

(解雇制限)

第24条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間。ただし、療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合はこの限りでない。

(2) 産前産後の女性職員が、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員の休暇に関する細則（平成22年規程第35号）第2条第1項第15号の休暇を取得する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第25条 理事長は、第23条の規定により職員を解雇するときは、少なくとも30日前に予告するか、

又は労基法第 12 条に規定する平均賃金（以下「平均賃金」という。）の 30 日分の予告手当（以下「解雇予告手当」という。）を支給するものとする。

- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく解雇するものとする。

（1）試用期間中の者を採用の日から 14 日以内に解雇する場合

（2）第 41 条に定める懲戒解雇をする場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために法人の事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署長の解雇予告除外認定を受けたとき

（退職後の責務）

第 26 条 退職し、又は解雇された職員は、身分証明書及び法人から借用している物品を速やかに返還し、法人に対する債務があるときはそれを遅滞なく完済しなければならない。

- 2 退職し、又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密及び個人情報等を他に漏らしてはならない。
- 3 退職し、又は解雇された者は、その在職中に行った自己の責に帰すべき業務上の責任を免れない。
- 4 第 46 条に規定する宿舎に入居している者が退職し、又は解雇された場合には、退職日の翌日から 7 日以内に明け渡しを行わなければならない。

（退職証明書の交付）

第 27 条 理事長は、退職し又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のうち本人が請求した事項とする。
 - （1）雇用期間
 - （2）職務の種類
 - （3）その事業における地位
 - （4）給与
 - （5）退職の事由（解雇の場合はその理由）

第 3 章 給 与

（給与）

第 28 条 職員の給与に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員給与規程（平成 22 年規程第 26 号）に定める。

第 4 章 服 務

（職務専念義務）

第 29 条 職員は、この規則又は関係法令に特別の定めがある場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する職務にのみ従事し

なければならない。

2 理事長は、次に掲げる場合には、職員の職務に専念する義務を免除することができる。

- (1) 勤務時間中に法人が実施する健康診断を受ける場合
- (2) 勤務時間内の労働組合交渉に参加する場合
- (3) 兼業規程の規定により、理事長が勤務時間を割いて兼業することを認めた場合
- (4) 前3号に規定するほか、特別の事由により職務に専念する義務を免除することが適当と理事長が認める場合

(服務心得)

第30条 職員は、職務を遂行するにあたって、この規則、法人諸規程及び関係法令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(職員証)

第30条の2 職員は、職員証(別記様式)を常に所持しなければならない。

- 2 職員証は、新たに職員となった者が辞令の交付を受け、第8条第1項第4号の宣誓書を提出したのちに交付するものとする。
- 3 職員は、職員証の記載事項に変更を生じたときは、書換えの交付申請書に職員証を添えて理事長に提出しなければならない。
- 4 職員は、職員証を亡失又はき損したときは、再交付の申請書を理事長に提出しなければならない。
- 5 職員は、退職(死亡によるものを除く。)したときは、遅滞なく職員証を返納しなければならない。職員が死亡により退職したときは、所属長は、その遺族から職員証を返還させなければならない。
- 6 職員は、いかなる理由があっても、他人に職員証を貸与し、又は譲渡してはならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名誉を毀損する行為
- (2) 法人の秩序及び規律を乱す行為
- (3) 職務上の地位を私的に利用する行為

(守秘義務)

第32条 職員は、職務上知ることのできた秘密(個人情報を含む。)を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、法人の許可を受けなければならない。

(敷地又は施設内の遵守事項)

第33条 理事長の許可なく法人の敷地又は施設内において、次の行為をしてはならない。

- (1) 業務外の集会、演説会を開くこと
- (2) 業務外の印刷物その他の文書の掲示、回覧又は配布

(3) 業務外の宣伝、放送

(4) 政治活動、宗教活動

(兼業)

第34条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員兼業規程（平成22年規程第21号）に定める。

(倫理)

第35条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員倫理規程（平成22年規程第37号）に定める。

(ハラスメントの防止等)

第36条 職員は、ハラスメントの防止等に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センターハラスメントの防止等に関する規程（平成22年規程第38号）に定める。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第37条 職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成22年規程第33号）に定める。

(休業制度)

第38条 職員が取得できる休業制度は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業…満3歳に満たない子の養育を必要とする場合

(2) 出生時育児休業…産後休暇を取得しておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子の養育を必要とする場合

(3) 介護休業…要介護状態にある家族の介護を必要とする場合

(4) 育児部分休業…小学校就学の始期に達するまでの子の養育を必要とする場合

(5) 修学部分休業…修学部分休業規程に定める修学のために勤務時間を短縮する場合

2 育児休業、出生時育児休業、介護休業及び育児部分休業に関する事項については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）に定める。

3 修学部分休業に関する事項については、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター修学部分休業規程（平成22年規程第20号）に定める。

第6章 研 修

(研修)

第39条 理事長は、職員に研修を受ける機会を与えなければならない。

- 2 職員は、研修に参加することを命じられた場合又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、研修に関し必要な事項は、理事長が定める。

第7章 賞 罰

(表彰)

第40条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、審査の上、これを表彰する。

- (1) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 法人の名誉を高める行為を行った場合
- (3) その他特に他の職員の模範として推奨すべき功績があった場合

- 2 前項に規定するもののほか、職員の表彰に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員賞罰規程（平成22年規程第25号。以下「賞罰規程」という。）に定める。

(懲戒)

第41条 理事長は、懲戒処分を行うことができる。この場合において、職員は、その行為が勤務時間外又は法人施設外の行為であることを理由にその責を免れることはできない。

- 2 前項に規定するもののほか、懲戒処分に必要な事項は、賞罰規程に定める。

(損害賠償)

第42条 法人は、職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(自家用車の使用)

第43条 職員の自動車事故又は道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る報告、懲戒等その他職員の自動車事故等に係る管理に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター自家用車業務使用規程（平成22年第39号）及び地方独立行政法人岐阜県総合医療センター自家用車通勤規程（平成22年規程第55号）に定める。

第8章 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

第 44 条 職員の安全及び衛生に関し必要な事項は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員安全衛生管理規程（平成 22 年規程第 40 号）に定める。

第 9 章 旅 行

（旅費）

第 45 条 理事長は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることができる。

2 理事長は、業務上必要がある場合には、職員に他の勤務地への赴任を命ずることができる。

3 前 2 項に定める出張及び赴任に関する旅費について必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員等旅費規程（平成 22 年規程第 31 号）に定める。

（復命）

第 45 条の 2 職員は、出張の用務を終わって勤務地に戻ったときは、速やかに文書により復命しなければならない。ただし、出張命令権者の承認を得て口頭で復命することができる。

第 10 章 宿 舎

（宿舎）

第 46 条 職員の宿舎（法人が職員に貸し付ける住宅をいう。）の使用については、別に定める。

第 11 章 共 済

（共済）

第 47 条 職員の共済については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）の定めるところによる。

第 12 章 災害補償

（業務災害等）

第 48 条 職員の業務上の災害及び通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところにより、補償を行う。

第 13 章 退職手当

(退職手当)

第 49 条 職員（再雇用職員を除く。）の退職手当に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職員退職手当規程（平成 22 年規程第 29 号）に定める。

第14章 職務発明

(職務発明)

第 50 条 職員の職務上の発明に関し必要な事項は、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター職務発明規程（平成 22 年規程第 42 号）に定める。

第15章 補 則

(補則)

第 51 条 この規則に定めるもののほか、職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 4 月 1 日に地独法第 59 条第 2 項の規定により岐阜県から承継した職員（以下「承継職員」という。）が施行日前に地方公務員法、岐阜県条例その他関係法令等により懲戒処分等を受けている場合は、その効力を承継する。
- 3 施行日前に行った承継職員の非違行為は、施行日後に職員として行ったものとみなし、第 41 条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 5 月 13 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行日前に行った県退職派遣の内示に基づき、当該職員から得た県退職派遣の同意及び退職願は、この規則の施行の日に、この規則により当該職員から得たものとみなす。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 19 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。